

旧指定ごみ袋、差額券の取扱いについて

室蘭市指定ごみ袋の在庫不足により市民の皆様にご不便をおかけしております。
旧指定ごみ袋の販売開始に伴い、旧指定ごみ袋及び差額券の取扱いについて、
以下のとおりといたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

指定ごみ袋への
差額券不要期間

令和5年9月20日から **令和6年3月31日まで**

R5.9.20

R6.3.31

旧指定ごみ袋

差額券が
必要

差額券が必要なし

差額券が
必要

※ただし旧ごみ処理券には差額券が必要です。

差額券の
取扱いについて

旧指定ごみ袋の販売に伴い、令和5年9月20日～令和6年3月31日まで
旧指定ごみ袋への差額券の貼付は必要ありません。
詳しくは以下の表からご確認ください。

旧指定ごみ袋の種類	ごみ収集日	～R5.9.19	R5.9.20～R6.3.31	R6.4.1～R7.3.31
燃やせるごみ袋(10ℓ～40ℓ)	差額券が必要	差額券が必要	差額券が 必要なし (※1)	差額券が必要 (※2)
燃やせないごみ袋(10ℓ～40ℓ)				
プラスチック製容器包装(10ℓ～40ℓ)				
ごみ処理券			差額券が必要	

※1：令和4年3月31日以前に購入していた場合についても、差額券は必要ありません。

※2：令和5年9月20日以降に購入した代替品についても、差額券が必要となります。

旧指定ごみ袋の使用上の注意点について

- 分別区分によってごみ袋の種類が異なります。
(燃やせるごみ→オレンジ色、ピンク色、燃やせないごみ→グリーン色)
- 令和6年4月1日以降**、旧指定ごみ袋を使用する際には**差額券が必要です**。
それまでに**使い切る枚数を購入するようお願いいたします**。

問い合わせ先：室蘭市生活環境部環境課(0143-22-1481)